

徳島県美術展開催運営要項

第1条（名称・開催目的）

本展は徳島県美術展「以下（県展）という」と称し、広く県民から個性と創造性豊かな美術作品を公募し、審査員による公開審査により優秀な作品を選び、展示表彰することにより県内美術愛好家の制作意欲の活性化をはかり、一方県民に郷土の優れた美術鑑賞の機会を提供することにより本県の芸術文化の発展振興に寄与することを目的とする。

第2条（主催団体）

県展は徳島県美術家協会と徳島新聞社の共催により開催する。

第3条（開催運営の組織）

県展を開催運営するため、基本事項を審査決定する「県展運営委員会」と、主として準備計画を進める「県展事務局」で構成する。運営委員、事務局員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

【県展運営委員会】

運営委員会のメンバーは、県美術家協会の会長、副会長2名及び各部会から2名、徳島県から1名、徳島新聞社から2名の合計20名でこれを構成する。運営委員の中から運営委員長1名、運営副委員長2名を選任する。運営委員長は運営委員会を統括し次の業務を行う。

1. 開催運営の基本事項について審議決定すること。
2. 審査員の推薦決定に関すること。
3. 審査方法、表彰に関すること。
4. 収支予算、決算の承認に関すること。
5. その他県展開催に必要なこと。

【県展事務局】

事務局を徳島市中徳島町2丁目5番地の徳島新聞社企画事業部内に置く。

事務局のメンバーは、県美術家協会事務局1名、徳島新聞社3名の計4名で構成する。事務局の中から事務局長1名を選任し、次の業務を行う。

1. 出品規定、応募要項、入場券、ポスター、チラシ、図録等の印刷、受付、配布、販売等に関すること。
2. 会場、会期、審査、搬入、搬出、運営全般の下準備に関すること。
3. 審査員候補の下交渉、配宿、航空券の手配、審査日時、場所、待遇等に関すること。
4. 収支予算案の作成に関すること。
5. 開会式、表彰式の準備に関すること。
6. 広報PRに関すること。
7. その他県展開催の下準備に関すること。

第4条（出品部門）

県展の出品部門は、日本画、洋画、写真、彫刻、美術工芸、書道、デザインの7部門とする。

第5条（展示作品）

県展において展示する作品は、前条に掲げる7部門の中から次の作品とする。

1. 一般公募作品の中から主催者が委嘱する審査員の審査を経て入選した作品及び招待、無鑑査、特別出品の作品を展示する。その他の作品については運営委員会の議を経て展示する。

2. 招待、無鑑査、特別出品については次の規定による。

◇次のものを招待とする。

- (1) 無鑑査出品を3回以上得たもの。

◇次のものを無鑑査とする。

- (1) 特選を連続3回得たもの。
- (2) 年間を問わず特選を4回得たもの。
- (3) 年間を問わず特選及び準特選を6回得たもの。（特選1回準特選5回、特選2回準特選4回、特選3回準特選3回、準特選6回の場合とする）
- (4) 無鑑査出品者にして、特選または準特選を得たもの。

(注) ① 17回展までの奨励賞は準特選と同値とする。

- ② 75回展以降の奨励賞については2回の取得をもって準特選1回として扱う。
なお無鑑査を得る場合の上記(3)及び(4)の回数計算において余分な奨励賞が算出された場合は切り捨て（無効）とし、無鑑査を超えての算入はしない。

◇次のものを特別出品とする。

- (1) 県美術家協会の会長、副会長、顧問、審査員及び各部の会長。
- (2) 各部の会長を永年勤めて実績があり運営委員会の議を得たもの。

(注) 招待及び無鑑査出品者が出品しない場合は、運営委員会で認められた事由がない限りその資格を失うものとする。

第6条（審査員）

審査員は県外審査員とする。審査員の選任は県美術家協会から一定数の人数を推薦し、この中から事務局で選任作業を行い、運営委員会の議を経て決定する。天災や審査員の特別な事情で審査が行えない場合は各部会の運営委員が運営委員長と協議の上、審査員を決定する。

第7条（審査）

審査は公開により行う。

第8条（入選、入賞数）

1. 入選、入賞数は作品の出品数の増減により多少変動する場合があるが、原則として次の範囲内に止める。

区 分	特 選	特別賞（特選の中から1点）	準特選	奨励賞	入 選
日 本 画	2	徳島県教育委員会教育長賞	3	3以内	規定数
洋 画	3	徳 島 市 長 賞	6	5 "	"
写 真	4	徳 島 新 聞 社 長 賞	9	8 "	"
彫 刻	1	四 国 放 送 社 長 賞	2	2 "	"
美術工芸	2	徳島県美術家協会会長賞	4	3 "	"
書 道	8	徳 島 県 知 事 賞	14	13 "	"
デザイン	2	徳 島 県 議 会 議 長 賞	3	3 "	"

※特別賞は各部門の中から最優秀作品1点に対し贈られるものです。

賞はいずれも同格で毎年部門により一つずつ変更し賞を贈ります。

2. 入賞は1部門1人1賞とする。

第9条（表彰）

県展の入選、入賞者を次の通り表彰する。

1. 特 選……賞状、記念品
2. 準特選……賞状、記念品
3. 奨励賞……賞状
4. 入 選……全員に賞状

なお、特選に入賞した作品の中から特に優れた作品について次の特別賞を贈る。

1. 徳島県知事賞 1名
2. 徳島県議会議長賞 1名
3. 徳島県教育委員会教育長賞 1名
4. 徳島市長賞 1名
5. 徳島新聞社長賞 1名
6. 四国放送社長賞 1名
7. 徳島県美術家協会会長賞 1名

◎特別賞の選考方法については別に定めるものとする。

第10条（収支予算）

県展の開催、運営に要する経費は次のものをあてる。

1. 出品料
2. 入場料

3. 図録売り上げ代金及び広告料
4. 各種補助金
5. その他

県展の支出経費は事務局長の承認を経て行い、必ず証票をとり、毎年12月に決算を行い、運営委員会に報告し承認を得るものとする。

第11条（出品料・協賛費）

県展の出品料及び協賛費は次の通りとする。

1. 県美術家協会会員の出品料は、1点目4,000円、2点目から1点につき1,500円とする。
2. 一般の方の出品料は、1点目5,000円、2点目から1点につき1,500円とする。
3. 高校生の出品料は、1点目2,500円、2点目から1点につき1,500円とする。
4. 招待、無鑑査、特別出品者及びその他審査を受けない者の協賛費は1点4,000円とする。

第12条（入場料）

県展の入場料は次の通りとする。

- | | | |
|-----------|----------|---------|
| 1. 一般・大学生 | 前売り 600円 | 当日 800円 |
| 2. 高校生 | | 無料 |

第13条（附 則）

本要項の規定は昭和61年9月から実施する。

本要項の改訂、修正は運営委員の3分の2以上の議決を経てこれを行うものとする。

- | | |
|------------|------|
| 平成4年2月22日 | 一部改正 |
| 平成4年5月16日 | 一部改正 |
| 平成8年5月25日 | 一部改正 |
| 平成11年5月14日 | 一部改正 |
| 平成13年5月30日 | 一部改正 |
| 平成14年9月25日 | 一部改正 |
| 平成17年6月14日 | 一部改正 |
| 平成18年4月11日 | 一部改正 |
| 平成23年2月20日 | 一部改正 |
| 平成24年2月24日 | 一部改正 |
| 平成25年8月20日 | 一部改正 |
| 平成26年8月6日 | 一部改正 |
| 平成27年2月18日 | 一部改正 |
| 令和3年3月1日 | 一部改正 |